

既存店の新しい取組みを応援します！

店舗魅力向上事業(商店街魅力向上事業費補助金)

第3次募集：平成28年9月23日(金)～10月28日(金)消印有効

要綱・様式は高知県経営支援課ホームページからダウンロードできます→
<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150401/2016072000013.html>



【店舗魅力向上事業とは】

新しいサービスや商品の提供など、新たなことに取組もうとする既存店を支援する補助制度です

＜補助対象事業＞

店舗の集客及び収益の増加につながる、店舗の魅力向上に資する、以下の要素を考慮して計画された取組みで、周辺住民の利便性、地域商業の活性化並びに商業機能及び商店街の維持・発展につながる事業

- ・商業振興計画(※)との整合性及び事業計画の実施に伴う、地域商店街等への効果
- ・新たな事業活動における新規性及び革新性並びに市場性及び成長性

(例えば)

★新たな年齢層をターゲットとした洋服の取り扱いを始めるための店舗イメージの変更



- ★店舗のバリアフリー化のための段差解消や通路、トイレの拡張等
- ★外国人観光客に対応するための看板やメニュー等備品の整備等
- ★事業転換のための店舗改修等
- ◎新たなサービス等を伴わない壁の塗り替えやシャッターの交換、老朽化した設備の買換えなどは対象となりません

【補助対象者は？】

- ・商店街等(※)に立地する店舗で、同一店舗においておおむね5年以上事業を営んでいる方
- ・商工会・商工会議所等の支援機関のアドバイスを受け入れ、所在する商店街等の振興計画を基に、店舗の魅力向上のための事業計画を作成する方
(申請書に、支援機関による「事業支援計画書」の添付が必要です)
- ・高知県内に本社・本店を有する方
- ・県外に本社又は本店を有するフランチャイズ店でない方
- ・国税、都道府県税、市町村税を滞納していない方 等

【補助対象の業種は？】

- 「小売業、飲食業、サービス業」で、「昼間に営業」する方
- ◎夜間営業の方でも、昼間も営業されている方は対象となります
- ◎上記以外でも対象とならない場合があります

※店舗魅力向上事業の申請には、店舗がある商店街エリアの「商業振興計画」を添付していただく必要があります。「商業振興計画」の策定については、下記の県窓口か、最寄の商工会・商工会議所などにお問い合わせください

※商店街等とは、「商店街振興組合の区域」、「相当数の小売商業が集積している地域」などをいいます

【補助対象経費・補助率・補助限度額】

★補助対象経費

(1)店舗改装費

内外装設備は、必要最小限度のものとし、店舗構造の変更、華やかな装飾等は補助対象外です

(2)設備費

空調設備、音響設備、厨房設備及び厨房内設備は、補助対象外ですが、経営の効率化等、事業計画の実施に不可欠な設備及び備品については補助対象です

◎消費税は、補助対象外です

★補助率

補助対象経費の2分の1以内

★補助額

上限額100万円 下限額10万円

【詳しいお問い合わせはこちらまで】

高知県商工労働部 経営支援課 商業流通担当 〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号(本庁舎5階)
電話：088-823-9679 FAX：088-823-9138 Eメール：150401@ken.pref.kochi.lg.jp